

## 平成23年第3回板倉町議会臨時会会議録目次

|  |    |
|--|----|
| ○招集告示                                    | 1  |
| ○応招・不応招議員                                | 2  |
| 第1日 5月10日(火曜日)                           |    |
| ○議事日程                                    | 3  |
| ○出席議員                                    | 3  |
| ○欠席議員                                    | 3  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名          | 4  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                          | 4  |
| 開 会 (午前 9時00分)                           | 5  |
| ○町長あいさつ                                  | 5  |
| ○自己紹介                                    | 6  |
| ○議員自己紹介                                  | 6  |
| ○臨時議長の紹介                                 | 7  |
| ○開会の宣告                                   | 7  |
| ○仮議席の指定                                  | 7  |
| ○議長選挙                                    | 7  |
| ○議席の指定                                   | 9  |
| ○会議録署名議員の指名                              | 9  |
| ○会期の決定                                   | 10 |
| ○副議長選挙                                   | 10 |
| ○常任委員の選任                                 | 12 |
| ○常任委員長及び副委員長の選任                          | 12 |
| ○議会運営委員の選任                               | 13 |
| ○議会運営委員長及び副委員長の選任                        | 13 |
| ○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙                       | 13 |
| ○館林衛生施設組合議会議員の選挙                         | 13 |
| ○館林地区消防組合議会議員の選挙                         | 13 |
| ○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙                   | 13 |
| ○諸般の報告                                   | 15 |
| ○議案第28号 監査委員の選任について                      | 16 |
| ○議案第29号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険条例の一部改正)  | 16 |
| ○議案第30号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正) | 17 |

|   |    |
|---|----|
| ○議案第31号 専決処分事項の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算<br>（第8号）） | 19 |
| ○議案第32号 専決処分事項の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算<br>（第1号）） | 25 |
| ○閉会中の継続調査・審査について                                  | 29 |
| ○町長あいさつ   | 29 |
| ○閉会の宣告  | 30 |
| 閉 会（午後 0時09分）                                     | 30 |

板倉町告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成23年第3回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年5月6日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成23年5月10日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
  - 1) 議長選挙
  - 2) 副議長選挙
  - 3) 常任委員の選任
  - 4) 議会運営委員の選任
  - 5) 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
  - 6) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
  - 7) 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 8) 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
  - 9) 監査委員の選任について
  - 10) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部改正）
  - 11) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
  - 12) 専決処分事項の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算（第8号））
  - 13) 専決処分事項の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算（第1号））

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 1 名 )

|       |             |       |           |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 1 番   | 今 村 好 市 君   | 2 番   | 荒 井 英 世 君 |
| 3 番   | 川 野 辺 達 也 君 | 4 番   | 延 山 宗 一 君 |
| 5 番   | 小 森 谷 幸 雄 君 | 7 番   | 黒 野 一 郎 君 |
| 8 番   | 市 川 初 江 さん  | 9 番   | 青 木 秀 夫 君 |
| 1 0 番 | 秋 山 豊 子 さん  | 1 1 番 | 荻 野 美 友 君 |
| 1 2 番 | 野 中 嘉 之 君   |       |           |

○ 不 応 招 議 員 ( 1 名 )

6 番 石 山 徳 司 君

## 平成23年第3回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年5月10日（火）午前9時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長選挙

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

日程第 8 館林衛生施設組合議会議員の選挙

日程第 9 館林地区消防組合議会議員の選挙

日程第10 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

日程第11 議案第28号 監査委員の選任について

日程第12 議案第29号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部改正）

日程第13 議案第30号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第14 議案第31号 専決処分事項の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算（第8号））

日程第15 議案第32号 専決処分事項の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算（第1号））

日程第16 閉会中の継続調査・審査について

---

○出席議員（11名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 今村好市君  | 2番  | 荒井英世君 |
| 3番  | 川野辺達也君 | 4番  | 延山宗一君 |
| 5番  | 小森谷幸雄君 | 7番  | 黒野一郎君 |
| 8番  | 市川初江さん | 9番  | 青木秀夫君 |
| 10番 | 秋山豊子さん | 11番 | 荻野美友君 |
| 12番 | 野中嘉之君  |     |       |

○欠席議員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                        |         |     |
|------------------------|---------|-----|
| 町 長                    | 栗 原     | 実 君 |
| 教 育 長                  | 鈴 木     | 実 君 |
| 総 務 課 長                | 田 口     | 茂 君 |
| 企画財政課長                 | 中 里 重   | 義 君 |
| 戸籍税務課長                 | 長 谷 川 健 | 一 君 |
| 環境水道課長                 | 鈴 木     | 渡 君 |
| 福 祉 課 長                | 永 井 政   | 由 君 |
| 健康介護課長                 | 小 嶋     | 栄 君 |
| 産業振興課長                 | 山 口 秀   | 雄 君 |
| 都市建設課長                 | 小 野 田 国 | 雄 君 |
| 会 計 管 理 者              | 荒 井 利   | 和 君 |
| 教 育 委 員 会 長<br>教 務 局 長 | 根 岸 一   | 仁 君 |
| 農 業 委 員 会 長<br>農 務 局 長 | 山 口 秀   | 雄 君 |

---

○職務のため出席した者の職氏名

|                    |         |     |
|--------------------|---------|-----|
| 事 務 局 長            | 小 野 田 吉 | 一 年 |
| 庶務議事係長             | 伊 藤 泰   | 年   |
| 行政安全係長兼<br>議事事務局書記 | 根 岸 光   | 男   |

開 会 (午前 9時00分)

○町長あいさつ

○事務局長（小野田吉一君） おはようございます。

先般執行されました町議会議員選挙におきましては、当選の栄を得られ、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

本日は選挙後初の議会であります。

初めに、栗原町長からごあいさつを申し上げますので、よろしく願いいたします。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日、平成23年第3回板倉町議会臨時会を招集をいたしましたところ、さきの統一選を踏まえ、当選をなされた議員各位には、まことに多用な折、ご出席をいただきまして、大変ご苦労さまであります。ありがとうございます。

去る3月11日、東北太平洋沖大震災の壊滅的な被害を受け、2万7,000人にも及ぶ死者、不明者が推定される中、多くの被災者、被災地の皆様方に対しまして心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災者の心情を察するところにより、連呼、選挙カーの自粛の申し合わせ等、また直前におきまして決定をされた定数削減の実施により少数激戦の中、当選の榮譽を勝ち取られた皆様には、改めて心からお祝いを申し述べるところであります。

町といたしましても、県議選、町議選と4年に1度の多忙さが一区切りつき、ほっとしたところでございますが、ご承知のように公明、公正な選挙のスローガンに触れる、今回の大々的に報道されました不祥事の発覚には、心より残念でなりません。ほとんど毎回一般質問をされるほど議員活動も活発な、また3期目を手中にされた議員さんでもあっただけに、一層その感も強まるところでございます。

さて、国際情勢を見ますと、アメリカ9.11テロの首謀者として破格の懸賞金をかけられていたウサマ・ビンラディン容疑者の殺害により勝利にわくアメリカと、タリバンを初めとする反米イスラム諸国の間で再び緊張が高まりつつある状況の中、無差別テロの警戒レベルは最上位になっている昨今でございます。今後の世界平和のあり方、特に対テロ対策が再び議論をされようとしておりますが、一方で、西側対イスラムのような図式が着実にないとは言えない、あるだけに、両サイドの今後の対応は大きな関心事になろうかと思っております。

一方、先ほど述べました東北地震の復興計画や原発の処理の工程、風評被害等、国民にとっての関心の高さは依然として高水準でございます。放射能は、野菜は、魚は、肉は、牛乳はと、一応のだんだん落ちつきを取り戻しつつあるように見受けるも、しかし解決の糸口は被災地にほど遠いものとして、現実的にはまだある現状でございます。

今後の政権運営も含め、政治、経済、国、民間、ともに一丸となって再発防止の最も念頭に置いた新近代都市復興構想をいち早く検討、具体化をしてほしいと思うところでもありますし、原発に大きく頼るエネルギー政策の見直しを行うのか否かも、非常に重要な過渡期の課題として、昨今、きのう、今日台頭をしておるような世情でもございます。経済面を見ましても、祭り、祝い事、宴会、旅行、その他被災地の心情をかんがみ、自粛のムードが最高潮になり、計画停電も伴って、景気経済の落ち込みは想像を超えるものでございましたが、経済が元気でないで被災地を救えない、弱者を救えないとの経済理論の広がり、自粛ムード

が自粛をされ、国内全般的に活性化が戻りつつあるようであり、今後のさらなる活性化に期待をしたいと思っております。

当町におきましても、不況の中、さらに大きく東北地震が足を引っ張り、原発事故による電力不安等々、あるいは風評被害も含め、こんな小さな町経済にも相当の影響があったわけでごさいます、落ち込むだけ落ち込んだ、そういった経済がその中で平成23年度もスタートさせていただいたわけでありましたが、1カ月を経過した現在、総額55億円の予算を着実に計画的に執行し、地震等により生じた災害、あるいは公共施設の補修等を含め、より安全性を考えながら効率的な補正等も含めて運営を行ってまいりたいと思っております。

5月いっぱいの計画停電は一応回避をされたわけではありますが、まさにこの先、夏場から秋口にかけて、最需要期の方向性がどうなるのか。町も注視しながら職員一丸となって対応してまいる所存でございます。

ありがたいことに、国の地震災害も踏まえた厳しい予算の中、長年の南地区の悲願であった八間樋橋建てかえにおきましても補助事業の採択を既にいただいております、さらに県予算も含めて大きく寄与していただける見通しもつく中、企業誘致の点につき、残念ながら幾分かこういった震災の影響を受ける懸念も生じつつありまして、それらも総合的に全力で対応してまいりたいとも思っております。

そういうことで、本日の議会は初議会でございますので、恒例にのっとり正副議長の選出や議会の人事構成など重要な案件が審議されるわけでありまして、スムーズにご決定いただくことを心よりお願いを申し上げます、またその後、議案第28号から32号までの審議予定を立てさせていただいております。慎重審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げますとともに、また議員各位、本日からのご活躍と町発展のため、その識見を十二分に発揮していただき、町政への絶大なるご尽力をくださいますようお願いを申し上げます、招集のごあいさつといたします。

大変ありがとうございます。ご苦労さまです。

---

### ○自己紹介

○事務局長（小野田吉一君） ここで、この議場における正式な対面は初めてでございますので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、執行部側からお願いをします。

自席で結構ですので、町長から順次お願いをします。

[執行部、事務局職員自己紹介]

---

### ○議員自己紹介

○事務局長（小野田吉一君） 続いて、恐れ入りますが、議員の方より自己紹介をお願いします。

仮議席1番の荒井英世議員から仮議席番号順をお願いいたします。

[議員自己紹介]

○事務局長（小野田吉一君） ありがとうございます。

ここで執行部の方に申し上げます。この後、臨時議会を開会いたしますが、議会構成の人事案件が終了するまで退席をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。



[執行部退席]

---

○臨時議長の紹介

○事務局長（小野田吉一君） 改めまして、おはようございます。

本日は一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、荻野議員が年長の議員でございますので、荻野議員に臨時議長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長席のほうへよろしくお願いいたします。

[年長議員荻野美友君、議長席に着く]

○臨時議長（荻野美友君） ただいまご紹介いただきました荻野でございます。

地方自治法107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

---

○開会の宣告

○臨時議長（荻野美友君） それでは、ただいまから平成23年第3回板倉町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○仮議席の指定

○臨時議長（荻野美友君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席は、ただいまご着席の議席をそのまま指定いたします。

---

○議長選挙

○臨時議長（荻野美友君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法がよいかお諮りいたします。

はい、どうぞ。

○仮議席3番（延山宗一君） 仮議席3番、延山宗一です。投票による選出がよろしいかと思っております。

○臨時議長（荻野美友君） 投票との声がありますので、投票と決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○臨時議長（荻野美友君） ただいまの出席議員は11人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（荻野美友君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○臨時議長（荻野美友君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○臨時議長（荻野美友君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

[投票]

○臨時議長（荻野美友君） 投票が終わりましたが、投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（荻野美友君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、仮議席1番、荒井英世君、仮議席2番、今村好市君を指名いたします。

それでは、両名の立ち会いを願います。

[開票]

○臨時議長（荻野美友君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 11票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 10票

無効投票 1票

有効投票中

野中嘉之君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、野中嘉之君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（荻野美友君） ただいま議長に当選されました野中嘉之君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

野中嘉之君のあいさつを求めます。

[仮議席6番（野中嘉之君）登壇]

○仮議席6番（野中嘉之君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは議員皆様のご支持を得まして、議長の重責を担うことになりました。もとより微力ではありますが、公平、公正で、より開かれた議会及び議会の活性化に努めてまいりたいと考えております。また、み

ずからを磨き、議員の政策立案能力を高めること、そして本来の監視機能の強化を図ること、さらに結果公表も含め、町民にわかりやすい議会広報の発行など、課題が山積しております。町の政治は住民の生活に直接つながります。この点からも議会は議して決するところであり、異なる意見を出し合い、議論し合って、住民の福祉の向上につなげることが大切と考えます。

今後の議員各位のご指導、ご協力を心からお願い申し上げ、就任のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。(拍手)

○臨時議長（荻野美友君） ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

野中嘉之議長、議長席に着席願います。

[臨時議長、議長と交代]

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時35分）

---

再 開 （午前 9時44分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

#### ○議席の指定

○議長（野中嘉之君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と議員の氏名を事務局長より報告いただきます。

○事務局長（小野田吉一君） それでは、報告させていただきます。

議席1番、今村好市議員、2番、荒井英世議員、3番、川野辺達也議員、4番、延山宗一議員、5番、小森谷幸雄議員、6番、石山徳司議員、7番、黒野一郎議員、8番、市川初江議員、9番、青木秀夫議員、10番、秋山豊子議員、11番、荻野美友議員、12番、野中嘉之議員。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） ただいま局長の報告のとおり議席を指定いたします。

一部議席の入れかえをお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時45分）

---

再 開 （午前 9時46分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第117条の規定により、議長が指名いたします。

議席1番 今 村 好 市 君

議席2番 荒井英世君

を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

---

○副議長選挙

○議長（野中嘉之君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票か指名推薦のいずれの方法がよいかお諮りいたします。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。投票による選出がよろしいかと思えます。

○議長（野中嘉之君） 投票との声がありますので、投票に決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（野中嘉之君） ただいまの出席議員は11人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（野中嘉之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（野中嘉之君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

〔投票〕

○議長（野中嘉之君） 投票が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、今村好市君、議席2番、荒井英世君を指名いたします。

それでは、両名の立ち会いを願います。

[開 票]

○議長（野中嘉之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 9票

無効投票 2票

有効投票中

小森谷幸雄君 9票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、小森谷幸雄君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（野中嘉之君） ただいま副議長に当選されました小森谷幸雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

小森谷幸雄君のあいさつを求めます。

[5番（小森谷幸雄君）登壇]

○5番（小森谷幸雄君） 副議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは副議長選挙に当たり、議員皆様方のご支援により本町の副議長に選任されましたことは、大変光栄でありますと同時に責任の重大さを痛感しているところでございます。もとより浅学非才の身ではございますが、町民に信頼される議会を目指して議会改革の推進と議会の活性化に挑戦したいと考えております。また、町政発展のためにも全力を尽くす覚悟でございます。どうか今後とも皆様のさらなるご支援を賜りまして、しっかりと議会運営に前向きに取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時50分）

---

再 開 （午前 9時56分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

○常任委員の選任

○議長（野中嘉之君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長に委員会と委員名を朗読させます。

○事務局長（小野田吉一君） それでは、朗読させていただきます。順不同となりますが、ご了承願います。

|             |         |        |
|-------------|---------|--------|
| 総務文教福祉常任委員会 | 市川初江議員  | 青木秀夫議員 |
|             | 今村好市議員  | 延山宗一議員 |
|             | 小森谷幸雄議員 | 野中嘉之議員 |
| 産業建設生活常任委員会 | 川野辺達也議員 | 荒井英世議員 |
|             | 荻野美友議員  | 秋山豊子議員 |
|             | 黒野一郎議員  | 石山徳司議員 |

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

ただいま報告を申し上げたとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前 9時58分）

---

再開（午前10時07分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

○常任委員長及び副委員長の選任

○議長（野中嘉之君） 各常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

|             |        |
|-------------|--------|
| 総務文教福祉常任委員長 | 延山宗一君  |
| 同副委員長       | 今村好市君  |
| 産業建設生活常任委員長 | 川野辺達也君 |
| 同副委員長       | 荒井英世君  |

以上のとおりでございます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時08分）

---

再開 (午前10時13分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

○議会運営委員の選任

○議長(野中嘉之君) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、延山宗一君、川野辺達也君、青木秀夫君、市川初江さん、黒野一郎君、秋山豊子さんをそれぞれ指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(野中嘉之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方を議会運営委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時14分)

---

再開 (午前10時21分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

○議会運営委員長及び副委員長の選任

○議長(野中嘉之君) 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。

委員長に秋山豊子さん、副委員長に黒野一郎君、以上のとおりでございます。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時40分といたします。

休憩 (午前10時22分)

---

再開 (午前10時40分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○館林地区消防組合議会議員の選挙

○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○議長(野中嘉之君) お諮りいたします。

日程第7から日程第10までは、一部事務組合議員の選挙関係であり、関連がありますので、一括で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、一括して行います。

事務局長より、日程第7から日程第10までを一括して説明させます。

○事務局長（小野田吉一君） それでは、一部事務組合議員の選任についてご説明させていただきます。

日程第7から日程第10までは、一部事務組合議員が平成23年4月30日で任期満了になったことに伴うための組合議員の選挙でございます。

なお、選出の方法ですが、一部事務組合の規約に「組合の議会の議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙する。」と規定されておりますので、申し添えます。

日程第7、邑楽館林医療事務組合ですが、館林市と邑楽郡各町で構成されており、組合議員の定数は14人です。組合議員の内訳は、館林市が4人、各町が2人ずつです。

日程第8、館林衛生施設組合ですが、館林と板倉町、明和町、千代田町で構成されており、郡内の大泉町、邑楽町は入っておりません。組合議員の定数は10人です。組合議員の内訳は、館林市が4人、各町が2人ずつです。

日程第9、館林地区消防組合ですが、館林市と板倉町、明和町、千代田町、邑楽町で構成されており、郡内の大泉町は入っておりません。組合議員の定数は11人です。組合議員の内訳は、館林市が3人、各町が2人ずつです。

日程第10、東毛広域市町村圏振興整備組合ですが、館林市と邑楽郡各町に太田市が加わり2市5町で構成されており、組合議員の定数は10人です。組合議員の内訳は、太田市が3人、館林市が2人、各町が1人ずつです。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 局長の説明が終わりました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時45分）

---

再 開 （午前10時47分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

それでは、一部事務組合議員に次の方を指名いたします。

まず、日程第7、邑楽館林医療事務組合議会議員に、青木秀夫君、川野辺達也君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第8、館林衛生施設組合議会議員に、延山宗一君、市川初江さんを指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第9、館林地区消防組合議会議員に黒野一郎君、小森谷幸雄君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第10、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、私、野中を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

ただいま各組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時50分）

---

〔執行部入場 午前11時00分〕

再 開 （午前11時05分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

### ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） ここで諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告させます。

○事務局長（小野田吉一君） それでは、ご報告申し上げます。

お手元に配付されておりますけれども、議会構成につきまして朗読をさせていただきたいと思っております。敬称を略させていただきます。

議長、野中嘉之議員、副議長、小森谷幸雄議員。

総務文教福祉常任委員会、委員長、延山宗一議員、副委員長、今村好市議員、委員、青木秀夫議員、委員、市川初江議員、委員、小森谷幸雄議員、委員、野中嘉之議員。

産業建設生活常任委員会、委員長、川野辺達也議員、副委員長、荒井英世議員、委員、荻野美友議員、委員、秋山豊子議員、委員、石山徳司議員、委員、黒野一郎議員。

議会運営委員会、委員長、秋山豊子議員、副委員長、黒野一郎議員、委員、青木秀夫議員、委員、市川初江議員、委員、延山宗一議員、委員、川野辺達也議員。

一部職務組合ですけれども、邑楽館林医療事務組合、青木秀夫議員、川野辺達也議員。

館林衛生施設組合、市川初江議員、延山宗一議員。  
館林地区消防組合、黒野一郎議員、小森谷幸雄議員。  
東毛広域市町村圏振興整備組合、野中嘉之議長でございます。  
以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 諸般の報告を終わります。

---

#### ○議案第28号 監査委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第28号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、荻野美友君の退席を求めます。

[11番（荻野美友君）退席]

○議長（野中嘉之君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速提案の理由を申し上げさせていただきたいと思います。

議案第28号でございます。監査委員の選任についてであります。本案につきましては、前青木佳一監査委員の議員任期が、平成23年4月30日をもって満了となったため、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから監査委員を選任するものであります。

氏名、荻野美友君、生年月日、昭和15年10月3日、住所、板倉町大字下五箇821番地を選任したいので、議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましては、課長説明はなしということでお願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

荻野美友君の入場を求めます。

[11番（荻野美友君）入場]

---

#### ○議案第29号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第29号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部改正）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第29号でございます。専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部改正）でございます。

今回の改正につきましては、政令の改正により板倉町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、平成23年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第29号、専決処分事項であります板倉町国民健康保険条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

今回の改正につきましては、出産育児一時金に関しまして、健康保険法施行令の一部改正に伴うものでございます。現在、出産育児一時金につきましては、39万円を給付してございます。しかし、これは平成21年10月1日から平成23年の3月31日までは35万円の給付額を緊急の少子化対策の経過措置といたしまして、附則により4万円引き上げることとなっております。今回の改正につきましては、4月1日より、この経過措置の額を恒久化するものでございます。本則の給付額を35万円から39万円に改定し、附則を削除するものでございます。したがって、給付額に変更はございません。

なお、産科医療補償制度加入医療機関におきましては、出産について3万円の加算がございます。現実には42万円の支給となります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第30号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第30号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例

の一部改正)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 引き続き、議案第30号でございます。同じく、専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正)ということでございます。

今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、平成23年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、同じく、細部につきましては担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) それでは、議案第30号、専決処分についてご説明をさせていただきます。

専決処分事項の承認に係る板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案につきましては、先ほど町長が、提案理由で申し上げましたとおり、地方税法の改正に伴い板倉町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、加入者の低所得者や医療費の増加に伴う中間所得者層の負担軽減を図るために限度額を4万円引き上げて77万円とするものでございます。

内容について説明をさせていただきます。1ページをお願いしたいと思います。1ページの見出しから7行目あたり、中ほどになりますけれども、医療給付費を、医療給付分です。50万円から、1万円引き上げまして51万円に、後期高齢者支援金分を13万円から、1万円引き上げまして14万円に、介護納付金分を10万円から、2万円引き上げまして12万円に改めるものでございます。

また、下から2行目以降についても、これは減額に係る分ですが、同様でございます。

その他につきましては、各条文中に係る字句等の整理等でございます。

次のページの2ページをお願いしたいと思います。附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行し、改正後の板倉町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税につきまして適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第31号 専決処分事項の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算  
（第8号））

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第31号 専決処分事項の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算（第8号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 引き続き、議案第31号、同じく専決処分事項の承認についてでございます。平成22年度板倉町一般会計補正予算（第8号）ということであります。

本補正予算につきましては第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,205万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億3,666万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、指定寄附金を30万円、財政調整基金繰入金を1,175万2,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、民生費を1,205万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、被災者、避難者の受け入れに際し、南部公民館を受け入れ施設に指定し、受け入れ可能としての必要な施設内の修繕並びに被災者、避難者への生活面への物資や食材等の提供による需用費の専決補正を平成23年3月28日付で実施をいたしましたもので、これをご報告するものでございます。

以上、平成22年度板倉町一般会計補正予算（第8号）についてご報告申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、平成22年度板倉町一般会計補正予算（第8号）につきまして、説明をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。まず、今回補正の内容でございますが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれに1,205万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,666万2,000円とするものでございます。

また、第2条、繰越明許費の追加でございますが、こちらにつきましては第2表の繰越明許費補正によるところでございます。なお、やはり申し上げましたとおりであります。3月28日に専決処分をいたしましたものでございます。

それでは、2ページ、3ページを飛ばしていただきまして、4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正でございます。こちらにつきましては、3款民生費、4項の災害救助費のうちでございますが、事業名といたしまして、東北地方太平洋沖地震被災者受入施設整備事業といたしまして420万円、それから、

同震災の被災者受入事業といたしまして785万2,000円、合計1,205万2,000円を繰越明許するものでございます。

続きまして、7ページまで飛ばしていただいて、7ページをお願いいたします。7ページにつきましては、今回補正の歳入に係る部分でございますが、まず17款1項2目の指定寄附金で30万円の追加でございます。

次に、18款2項1目の財政調整基金繰入金で1,175万2,000円の追加をいたすものでございます。

以上の補正につきましては、今回の補正予算の財源に充当をするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。こちらは歳出でございますが、3款4項1目の災害救助費といたしまして1,205万2,000円を追加いたすものでございます。内容につきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、まず上の丸印でございますが、同地震の被災者受入事業といたしまして785万2,000円を追加いたすものでございます。この内容につきましてちょっと申し上げますと、これにつきましては、受け入れをした被災者滞在に係る賄い材料費、生活物資、食材等の提供に係る費用の追加措置をいたしたものでございます。

次に、下の丸印でございますが、こちらにつきましては、受け入れ施設の整備事業ということで420万円を計上いたしてございますけれども、こちらにつきましては、委員ご承知のとおり南部公民館が受け入れ施設として使用されたということでございますが、研修室等の間仕切りの設置、それからボイラー等の修繕の費用といたしまして予算を計上いたしたものでございます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。

南部公民館を被災者の方の受け入れ態勢をしたわけですが、数名の方を受け入れをされて、何日間か生活したということなのですが、その後の現状はいかがでしょうかということと、私がちょっと南部公民館のほうへ行きましたときには、受け入れた方が今日出ていったのですよということにちょうど私が行ったものですから、そのときの受け入れた方の感想というか、そういうのはどういふものがあつたのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 南部公民館の受け入れ施設の入所の状況なのですけれども、まず初めに3月28日に1名、女性の方が入所されまして、4月9日に福島の方に、自宅のほうにお帰りになりました。続きまして、3月31日なのですけれども、男性の方なのですけれども、入所されまして、その方とその家族の方が4月11日に3名入所されまして、家族で4名、南部公民館のほうに入所されました。その4名の家族の方なのですが、4月17日に館林市にあります雇用促進住宅のほうの入所が決定いたしまして、現在、そちらのほうに住まわれていると思われまして。

続きまして、4月8日なのですけれども、女性の方が1名入所されまして、この方も4月17日に、同じく

館林市のほうの雇用促進住宅のほうに入居されました。先ほどの4名の方と4月8日の女性1名の方というのは、明和町に株式会社大成という会社があるのですけれども、その会社の関係で板倉町のほうに、初め明和町のほうに来られたのですけれども、明和町の避難所が結局間仕切りがないということで、プライバシーが保てない。板倉町のほうの避難所を見ましたら間仕切りがありまして、かなり設備も整っておりまして、板倉町のほうに入所したいということの希望がありましたので、板倉町のほうが受けたような状況になっております。延べでいきますと、全部で6名の方が南部公民館のほうを利用したという状況になっております。

感想は、3月28日なのですが、女性の方、自宅のほうに帰られた方なのですけれども、その後、電話がありまして、その節は大変お世話になりました、手厚いお世話をいただきまして感謝を申し上げますというような御礼の電話がありました。また、ほかのファミリーの方も、いろいろお世話をいただきまして。また、係長以上なのですけれども、職員が宿泊いたしまして、ずっと宿直いたしまして、一晩世話をしたといひますか、同じ屋根の下で過ごしたというような状況もあります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほど企画財政課長のほうから申し上げましたが、いわゆる専決処分をしたことによって、その時点では歳出も多分このくらい出るだろうということを含めた、いわゆる専決処分でございまして、その大きいほうの受け入れ事業につきましては、一応おおむね60人程度3カ月間、いわゆる収容するところのくらいの費用が概算で必要になるであろうということを含めて処分をしたものでありまして、これまた決算のときに具体的な支出は、それにかかった費用は明らかになるであろうと。先ほど申し上げました人数も非常に少なかったということでもありますし、こちらの支出はそれほどでもないだろうというふうに考えております。

それから、同じ施設整備事業、これについてはボイラー関係、先ほど話が出ましたが、その他、電気の配線とか、いろいろな面で、実質公民館の、極端に言うところ壊れていた部分等も含めて修理をしながらこれを見込んだということでございまして、こちらのほうはそれなりの支出にはなるのだろうというふうに申し上げてよろしいかと思ひます。いずれにしても、決算でまたこの内容は明らかになると思ひますので、お含みをいただければと思ひます。

○議長（野中嘉之君） ほかにありませんか。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。

ただいまの説明の中で、6名入所して、帰ったということなのですけれども、60名の能力があるわけなのですけれども、今後、県と当然話し合いながら進めていくかなと思ひますのですけれども、見通しはどのような状況で立っているわけですか。また、今後こちらに来る予定の方もいらっしゃるかな。その辺、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 実は、今日担当課で、いわゆる整理に入っております。60人分を想定した、せつか

く、極端に言うとな務提供まで、建設業組合とか、間仕切りをしたりいろんな、畳を敷いたり、あるいはお風呂も食事もすべてという形でやってきたのですが、実質4月の一定の時期に、大体これがピークであろうと。いわゆる県から要請されたものがほとんど我々受け入れ側としては来られなかったということで、過日もお話を申し上げたような、町内の50名近くの滞在者の方々にも、せっかくなつく施設で、多少のプライバシーも守られる、親戚とはいえど長期間の滞在になるとやっぱり大変なものもあるでしょうからということで、入居も勧めた経緯もあったのですが、実質はそういう状況で推移したと。

結果論として、4月の半ば以降について、いわゆるどちらかという原発の関連の、さらに避難指示拡大の懸念がありましたために、もう少し様子を見て、受け入れ態勢を堅持しておこうということで、その結果が5月の、おおむね10日ぐらいまでだろうということでございました。県とも再確認をいたしまして、この先、県としてはお願いをしてきた経緯もあるのだけれども、来ていただける可能性というか、被災地の住民感情からすれば、やっぱりより近くに、よりみんな、しかもより落ちついた時期にということでしょうか。より落ちついた時期ということは、身内の行方不明者やお葬式やいろんなものが済まないうちに、群馬県側からの厚意が、ありがたいけれども、幾ら説得をしても、現地の皆さんが体育館でいい、あるいは近場でいい、そういう結果としてのこういう形でありますのでということでございますので、今後の見通しも、ほぼ必要ないだろうということをお断りいただきましたので、これ以上地元の、いわゆる南地区の皆様の利用者団体も含め、ご協力をいただいた、今度は町サイドの皆様方の利便性を考慮したときに、これが限度であろうということで、考えてみれば、一部、せっかくな用意したものが本当はフル回転をしていただいて、喜びを満面に帰っていただくことを描きながら対応をどこの町もしたわけではありますが、結果的にはどこの町も全く同じ状態。

さらに考えてみますと、被災地の住民の意向がそういうことであれば、それがやっぱり住民の幸せにつながることであり、また幾ら受け入れ態勢をそろえても、さらにうちの町も、あと40人体制をさらに計画をしていただけです。次は、例えば社会福祉センターとか、その次は北の産振館とかということでしたが、考えてみれば、幾ら用意しても足りない状況よりも、準備をして、こちらで誠意を見せて、向こう様がいつでも来られる態勢をとり、結果として、向こう様の選択に任せて、こういった形で終わったということは、考えようによっては幸せな結果でもあるのだらうということで、非常に複雑な思いもするのでございますが、そういうことで、今日既に中身の解体の準備に入ることを私が了解しております。

以上、この機会ですからご報告を申し上げたいと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） では、今、町長の話のとおり、結果的にはよかったということだね。必要性がなかったということは、被災者にとっては、結果はどこかで間に合ったということで、皆さんが騒いだことよりも避難場所が不足していなかったということだったので。群馬県全体がどこも余り来なかったということなのですか、マスコミで騒いでいたほどではなかったということなのですか。では、みんな、よそのことはちょっとわからないかもしれないけれども、埼玉県に町じゅう移動したとか、ああいうところもだんだん撤退していくような感じになっているのですかね。原発の関係でみんな避難している人が多いのでしょうか。せっかくな今日議決しても、また予算は使わずにまた済んでしまうということなのではないかと、結果的には。



そういうことで、県内ほとんどのところが受け入れ態勢はつくったものの、避難してくる人が少なかったということで、もうこちら辺で潮時だということで、もう決まったのですか。撤退、受け入れ態勢を解体すると、場所を。そういうことを決めたのですか。県内もほとんどやったのですか、もう。原発の事故なんていうのは、まだ終息はしていないし、今小康状態というところなのでしょうから、みんな県のほうでそういう指示が出たのですか。早いからね。まだ2カ月ぐらいで、マスコミ報道は原発なんていうのはまだまだ道半ばというか、非常に不確定な見通しが多いようなのですよね。あれに対して、気の早い人はこの辺からも逃げ出している人もいるとかってということも聞くのですけれども、そういうことを見通すと、何か早い決断だったのかなと思うのですけれども、県がそういう方針だったのでは、そういうことでいいのでしょうか、その辺のこと、どうなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 実は新聞報道等で、川場村あるいは片品村、あるいは、みなかみ町等々で、500、600、あるいは1,000に近い単位の、いわゆる受け入れを表明した等々は非常に新聞でも比較的初期の段階で大々的に報道されたこともご承知だろうと思っておりますし、我がこの郡内でも、明和町等が500人の受け入れ態勢を表明したということも、我が町、そのころは一生懸命まだ60人を計画しておったのですが、現実として、明和町は別として、先ほど申し上げました、山のほうのそういった町村の対応は、例えば片品村については、我が町と北川辺町的な関係で、福島県と隣接をしているという関係で、町と町、あるいは町と福島の特別な姉妹関係を通じている町という形で、県の関与の全くない中で、民民で受け入れているというような分類になっておりますし、みなかみ町等についても、やや同じような、この3つの町村ではですね。

それで、県が、知事が1万2,000人から1万5,000人、群馬県として受け入れたい。については、各自治体が改めてノルマは課さなかったのですが、限定がございまして、公共施設をそのように目的に充てながら、1万2,000から1万5,000、対応を受け入れたい。至急それに向けて準備をせよというような、当時命令というか、そういう文書が、確認を何回ももちろんしながらやっているのですが、参りまして、当町といたしましては、そんなものよりも、まさに町内にも東洋大学絡みの、いわゆるアパートとか、いろんなものも非常にあいておまして、資金的な、例えば国、県、そういった流れも含め、どういう対応ができるのかということも含めて、我が町としては一番最初にそれを強力に推進を県に打診してまいったところではありますが、基本的には、公共施設、公共施設ということでございました。

それで、先ほど福島の方で、大成の方が明和を選ばずに板倉へ来たという経緯ではありますが、どこの町も公共施設を基本的にということでありましたので、公共施設はほとんどごろ寝状態ですから、例えば連想的には、体育館なら体育館。向こうも体育館なのですが、移動してきても体育館。明和町が500人というのは、体育館のホールから廊下から1人7平米で計算したら500人対応できると。そういう発表だったように私どもは受けとめておまして、公共施設を中期あるいは短期。どれを短期、どれを中期と言うのか難しいのですが、3カ月ないし半年間を想定して公共施設に手を入れたというのは非常に少ない対応でございまして、それが我が町になるのであろうということでありました。結果的に、プライバシーを守ることも含め、3カ月ぐらいの滞在を多分要請をされるのだらうと。本人が、家族が来られて、県は2カ月程度ということでしたが、2カ月過ぎたから出ていってくださいというわけにいかないだらうということも含め、そういった配

慮をしながら対応をしたということですが、結果的にはどこの町もそういうことで、群馬県全体で、板倉町、先ほど申しあげました45人の民間あるいは親戚を通した受け入れが板倉町も、現実に今現在も、多少減りながら、あるわけですが、それと全く同じ意味の群馬県の受け入れは5,500人、最大ピーク時で。現在は3,500人程度に減っていると言われておりますが、肝心の1万5,000人から1万2,000人の号令をかけた県を通しての受け入れはほぼゼロだというようなことをございまして、また県の我々に対する説明が、先ほど申しあげました検討して用意はさせたのだけれども、そちらでどうですかと言っても、なかなか被災者の意向がということで、こういう結果になっているということでもあります。

時期的に、いわゆるそういうせつかく用意したものを解体するのが早いのではないかという、ある意味では、そういったご質問かとも思うのですが、例えば邑楽町等におきましては、全く手の入れない、そういった場所であっても、当初40名ぐらい、いわゆる親戚等を通して来られた方を一時その場所へということで避難地として提供したそうですが、一定の期間たった4名ぐらいに、1割ぐらいに減ったということの流れの中で、町の議会か、あるいは区長会か知りませんが、町民から公共施設をたった4名のために何カ月間というような話も出てしまって、非常に苦しい、難しい問題になってしまっているのだとか、いろいろそういった、郡内でもいろんな事例も見ながら、県からも、もうこの先、先ほども申しあげましたが、用意をされたものがお役にたつ機会は多分ないだろうということの明言を得ておりますので、さっき言った、町民福祉のほうをこの時点で優先をしたということでの判断でありますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかにありませんか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 今の受け入れ解除という指示をしたということなのですが、一番、南部公民館については、15日あたりから一部使えると、公民館の機能として。そういう情報をもらっているのですが、全体の公民館の機能が戻るのは具体的にはいつごろになりますか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまの質問ですけれども、解体工事の間仕切り等が終わって、目安といたしまして今月20日を全館開放ということで考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案31号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第32号 専決処分事項の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算  
（第1号））

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第32号 専決処分事項の承認について（平成23年度板倉町一般会計補正予算（第1号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第32号、同じく専決処分事項の承認についてでございます。この件については、平成23年度板倉町一般会計補正予算（第1号）となります。

本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億1,497万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を397万5,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、民生費を127万5,000円、災害復旧費を270万円追加するものでございます。内容につきましては、群馬県、県市長会、県町村会が連携し、被災した市町村へ職員を派遣するための経費や被災者の受け入れに対し、南部公民館を受け入れ施設に指定しましたが、現在受け入れ者がゼロであり、今後も受け入れが見込めないことにより、公民館利用再開に向けての設備撤去するための経費、また老人福祉センター及び板倉中学校校舎の復旧修繕費等の専決補正を平成23年4月28日付で実施をいたしましたので、ご報告をするものでございます。

以上、平成23年度一般会計補正予算（第1号）についてご報告を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第32号、平成23年度板倉町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。まず、今回の補正の内容でございますが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,497万5,000円といたすものでございます。

なお、第1表、2ページから5ページでございますが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでございますので、省略をいたしまして、6ページをお願いいたします。6ページは歳入でございますが、今回の補正の財源といたしまして、まず19款1項1目の繰越金を397万5,000円追加をいたすものでございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。7ページからは歳出になりますけれども、まず3款4項1目の災害救助費で127万5,000円の追加でございます。内容につきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思っておりますが、まず上の丸でございますが、被災地への支援の職員の派遣事業といたしまして73万

9,000円を追加いたすものでございます。

次に、2つ目の丸でございますが、受け入れ施設の撤去事業ということで、これは南部公民館の間仕切り等の撤去でございますが、53万6,000円を追加するものでございます。

次に、10款1項4目の教育指導費でございますが、こちらにつきましては予算総額については変動ございませんが、組み替えということでございまして、説明欄、見ていただくとおり、外国語指導助手の報酬を減額いたしまして、同助手の派遣業務委託料で126万円を追加するという内容でございます。これも震災にかかわる対処ということでございます。

次に、8ページへまいります。11款2項1目の厚生労働施設災害復旧費といたしまして140万円の追加でございます。こちらにつきましては、説明欄にありますとおり老人福祉センターの災害復旧事業ということで140万円の追加をいたすものでございます。

次に、3項文教施設災害復旧費、1目の文教施設災害復旧費でございますが、130万円の追加でございます。こちらにつきましては、説明欄にございますとおり板倉中学校の校舎災害復旧事業ということで130万円を追加いたすものでございます。この中学校の関係につきましては、校舎と給食室の接合部の破損等の修繕で追加をいたすものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 私、見たわけではないのですけれども、中央公民館も何か地震で大ホールの天井がかなり壊れたといいますが、そんな話も聞いているのですけれども、本当かどうかということと、その件についてはどうなっているかということです。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） どういう表現がいいのでしょうか。下から見ると、そんなに壊れていない。多少フロアに、角と角がすれ合って、そのあれが落ちるような箇所が何カ所あるとか、表面上よりもむしろ天井裏の、どんなふうになっているかはよくわかりませんが、素人で考えるのに、つり線、ちゃんと骨材が縦横に組んであって、それをつっているはずですが、そのつっているのが1カ所だったよな。それと、その点検用の通路の何か溶接が外れているのが二、三カ所とか、いずれにしてもそういった1カ所ないし3カ所ぐらいの関係で、それを過大に解釈をすれば天井が落下する危険性もあるというような表現もされようかと思いますが、とりあえず今現在、例えば極端に言うと、このタイル1枚直すにも、あそこですから、足場もかけたり、非常に予想外の膨大な費用がかかるということで、その落下については、今度、張ったから、またはがれない保証もないとか、あるとか、非常に水かけ論的要素もありますので、とりあえず天井裏側の補強については応急的に処理をして、一定の、いわゆる余震も含めて落ちつくのをどのくらい見るかによってもですが、ある意味では今までいろいろ懸念をされておりました公民館の講堂のホールのような欠点、音響の関係とか、あとは今、壁そのものもあちこち穴があいたり、いろんな問題もありますので、それらも調査を

した上で予算を立てながら、今すぐ応急的にやれるものをやりながら、また部分的に修理をしたとて、ほかにはがれない保証も、これは想定以上のことが起これば、全くそういうことは当然想定されますし、この役場として想定以上のものが来れば解体するかもしれませんしということで、従前、この間の地震に耐えられる程度の応急処置、特に天井裏については溶接は使えないようでありますので、番線等でしっかりと補強を同じだけのものをしていただくというような基本方針で指示をして一定期間、半年ないし1年を見ながら、せっかく全面的に例えば改修しても、大きな地震、想定外の地震が来て半年後にまた余震でつぶれるとか、そんなことがあっても困りますので、いずれにしてもそういった二面、両面から安全性と、あとは修復をするにはどの程度ということも含め、原案は大体出ておりますが、手法を検討させていただいて、今、緊急的な対応をするための準備に入らせているというところでございます。ですから、全く何もないということではございません、公民館の天井についてはですね。

また、逆に考えると、各公民館の天井裏はどうなっているのかということとはわかりません。ということになります。ここの天井裏もどうなっているか、わかりません。心配し出したらお金が何ぼあっても足りないということにもなるのではないかと懸念も持っております。あるいは、震度6に耐えるもので補強しても、震度7が来れば壊滅的打撃を受けるかもしれませんしということで、とりあえずはいろんな角度から検討をしながら安全を、最低限、公民館を長期間閉じることはまずいということを前提にしながら応急処置をする計画でおります。

○議長（野中嘉之君） あらかじめ申し上げます。時間が12時を回っておりますが、このまま進めることでご了承ください。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ここに職員の派遣事業というのがあるのですけれども、これは町の職員が何人か何日間か、お手伝いというか、行かれたという費用なのでしょうけれども、これは板倉町ではなくて、県全体でチームを組んで、その中に組み込まれて、まとまって行かれたということなのでしょう。何人ぐらい、何日ぐらい、どのぐらいの県全体の応援体制で行かれたのだから、わかる範囲で説明いただければと思うのですけれども。それで、どんなことやってきたのか。だから、そういう方は現地を見られてきたのでしょうか。被災地の窮状というのはよくわかっているのでしょうかけれども、どんな状態になっているのかとか、生のニュースも聞かれていると思うのですけれども、その辺のことを含めて。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） それでは、青木議員の質問に答えさせていただきます。

まず、チームを組んでという話なのですけれども、今おっしゃられたとおり、基本的には県の職員が20名、市の職員が12名、町村の職員が4名ということで班編成を行って、被災地に行き支援活動を行うということです。

内容につきましては、9日間、1班が9日間、向こうで活動を行ってくるという内容です。いわゆる支援先でありますけれども、福島県と宮城県の避難所を中心に避難所に派遣されて活動を行ってくる。先ほど具体的なというお話があったのですけれども、板倉町の場合、5月20日から日にちに割り当てられています。5月20日から28日に1名の職員を派遣する、そういう内容です。業務内容ということで、直接こういうもの

というのはまだ聞けない状況ですけれども、いわゆる避難所のいろんな申請書類、そういう運営関係、あるいはもう物資の仕分けはほぼ済んできているのかなと思うのですけれども、まだ物資の仕分けなり、あるいは清掃活動、場合によってはテレビ等で報道されているような、いわゆる本当に現場に行って物を片づけると、そういう業務にも携わっているという状況で報告を受けています。この関係については、町のほうもきちんどういう形で対応しようかということで相談したわけですけれども、基本的には支援を行ってみたいという方を公募してみました。ある方が第1回目で5名の方が手を挙げていただいたと。そういう中で、今回第一陣として5月20日から1名を派遣するという内容です。

既に県のほうからも今後当面示された計画では、支援活動、終わりそうもないと。今後も職員が派遣できますかという調査も来ています。今後も板倉町としても協力して支援していきたいということで、その旨、県のほうには報告が済んでいます。

以上、答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、まだお手伝いというか、派遣に行っていないということね。20日から、これから行くということで、1名なのですか、板倉町の割り当ては。その予算がこれなのですか。この金額は、今後継続して、1名、1名、1名という、そういう今後のことを見越して予算措置してあるのですか。その1名、何日行くと言っていましたっけ。8日間。9日間ね。1名の方の9日間の費用ではないですね、これは。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 先ほど若干説明しましたけれども、今回1名ですけれども、今後も基本的には1名お願いしたいという形で、町のほうも参加する形になります。今後非常に支援活動は長期にわたるだろうということで、先ほど説明申し上げましたけれども、加えて、町のほうでも今後引き続き支援活動に参加していくということですので、今回の予算につきましては、4名分、4回分、逆に言いますと4回分を計上させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

○閉会中の継続調査・審査について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました文書表のとおり閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決定いたしました。

---

○町長あいさつ

○議長（野中嘉之君） 以上で議事の全部が終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 本日は、さきの町議選の選挙後の初議会ということで、新しく議員になられました皆様も含めお集まりをいただきまして、当町、これは恒例になっているのであらうと思いますが、任期4年の中の前半の議会構成と見受けておりますが、そういうことでよろしいのですね。4年決めてしまったわけですか。ということではありますが、加えて当方提出の議案第28号から32号までのご審議をいただいたわけがあります。

議会人事につきましては、議長に野中氏、副議長に小森谷氏、総務委員長に延山氏、産業建設に川野辺氏、議会運営委員長に秋山氏、監査委員さんに荻野氏と、各委員会の代表者も含め選出され、あわせてそれぞれの議員さんの所属配置、あるいは一部事務組合の所属も含め、決定されたようでございます。

また、ただいま町の提出議案についても、ちょうど年度がわりにかかっている地震関係の予算取りが非常に緊急的、あるいは非計画的、突発的なものもありましたので、専決をさせていただいたということございまして、これについてもご議論をいただいた上、ご認定いただいたということで、ありがたく思っております。

今年は、そういうことで1,000年に1度と言われる震災の対応も、さらにこれから複雑に、議会の皆様にもご相談を申し上げる機会も出てくるであらうと思っておりますし、また同じ1,000でも、1,000兆円を超過と言われる国の債務も、この地震によってさらに上積みがされてくるであらうということも含め、人口減少時代、あるいは少子高齢化による、また活性化が逆戻りをしている時代、お金が入ってこない時代という消極時代と言われておりまして、それと相反する、成熟社会に入っている日本においては、すべてに限りなく理想を求められる、高福祉でありませんが、時代でもあるような気がいたしております、そういう意味では、財政の入りと出を考えながらという、いわゆる町の行政、自治体といたしましては、大変な時代にも入っているのだらうと思っております。

これからこそ、議会と行政、先ほど荒井議員さんは、車の両輪と申されましたが、ある意味ではブレーキとアクセル、我々が足りない場合は大きくアクセルを議会様に踏んでいただく。あるいは、我々が出過ぎていけばブレーキをかけていただくという、車の両輪というのは、執行部が右へ曲がれば、必然的に議会は右へとなってしまうのですから、むしろ最近はブレーキとアクセルと言われておりまして、その関係を踏まえ

まして、くどいようですが、財政を踏まえた提案型の議論があるべきだと思っておりますので、今後皆様方の識見をさらにご期待申し上げますので、強力にご協力をいただきますようお願い申し上げます、本日のお礼のごあいさつといたします。大変ありがとうございます。

---

○閉会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして平成23年第3回板倉町議会臨時会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでた。

閉 会 （午後 0時09分）



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成23年6月9日

板倉町議会臨時議長 荻 野 美 友

板倉町議会議長 野 中 嘉 之

①署名議員 今 村 好 市

②署名議員 荒 井 英 世